番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	特定在留カードの導入により、外国人の行方不明やオーバースティを防ぐ仕組みがあると良い。	特定在留カード等は、外国人の利便性の向上及び行政運営の効率化を目的として導入することとされているものです。 なお、出入国在留管理庁においては、個人番号を利用した在留管理の強化に資する施策として、デジタル庁と連携しつつ、個人番号を利用した行政機関間の情報連携に関する取組を推進しているところです。
2	在留カードもマイナンバーカードも偽造事件が発生し、一体化させるのは危険だとわかっているのに改正を進めているとしか考えられないので反対である。 新カード引き渡しの際に本人の受け取りを必須にし、窓口の担当者が本人が受け取ったことを明確に記録するようにすべきである。 実体験として、役所の窓口は書類が揃っていない場合でも、担当者の判断で揃っている扱いで申請を通されたことがあったため、窓口が対応を面倒がって申請を通す可能性がある。 そもそもカードを作るために提出させる書類すら本物かどうか確認することも明記されていない。 このまま改正を進めると「本物のＩＣチップが入った偽カード」が出回り、偽造されたカードかどうか見抜けなくなるのではないか。 政府はわざと社会を混乱させたいとしか考えられない。	特定在留カード等の交付に際しては、個人番号カードと同等の本人確認措置を講じることとしています。加えて、特定在留カード等の受領に係る出頭義務及びその解除の在り方については、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）が在留管理の観点から課している出頭義務と、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）が厳格な本人確認の観点から課している出頭義務を両立する観点から、両者を参酌しつつ立案したものです。 また、一般論として、法令の規定により一定の書類の提出又は提示が定められている場合には、必要に応じて真正性を確認しており、当該文書が偽変造されたものであることが判明した場合には、当該規定に基づく書類の提出又は提示がなされなかったものとして取り扱われるところです。このため、御意見のようにあえて真正性を確認すべき旨の規定を設ける必要はないと考えられます。 いずれにしても、御意見の趣旨も踏まえ、制度の適正な運用に努めてまいりま

		す。
3	海外の空港でチェックイン時に提示が求められているがカードに日本語しかない。現地職員が確認できるよう、現在の在留カードの項目のように英文の併記が必須である。 また、海外の空港でチェックイン時に現地職員が惑わないために上部に何のカードなのかわかるようにしてほしい。	特定在留カード等は、在留カード等としての記載事項に加え、個人番号カードとしての記載事項を印字する必要があり、デザインに厳しい制約があることから、御意見のように英語表記を併記することは困難です。 なお、別記様式のとおり、特定在留カード等の上部には、「在留カード/特別永住者証明書」及び「個人番号カード」と記載することとしております。
4	外国人にとって馴染みのある国民カードや滞在許可証などとおなじような券面にすべきである。 具体的にはＥＵなどのように国際的な旅行文書規則であるＩＣＡＯ　９３０３など一部でも準拠する。 また、偽造防止のため、旅券のように署名欄を追加し、所持者の旅券などと比較して確認できるようにするべきである。	特定在留カード等は、在留カード等及び個人番号カードの双方の機能を有するものであり、これらのカードを読み取るための既存の設備やソフトウェアに可能な限り対応する観点からは、御意見のように国際民間航空機関のＤｏｃ　９３０３に準拠することとするのは相当ではないと考えられます。 なお、同文書は、旅券その他の渡航文書に適用されるものであって、特定在留カード等を含めた在留カード等には適用されるものではないと承知しています。
5	別紙１の別記様式（第１条関係）（裏）及び別紙２の別記様式（第１条関係）（裏）には個人番号カードと同様に氏名、生年月日の記載が不要である。	個人番号カードの裏面には、氏名・生年月日欄が記載されているところ（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成２６年総務省令第８５号）別記様式）、特定在留カード等は個人番号カードとしての機能を有することから、個人番号カードに倣って裏面にも氏名及び生年月日を記載することとしたものです。